



ロシア啓蒙運動史序説 : デカブリスト(3)

秋元, 春朝

(Citation)

神戸大学発達科学部研究紀要, 5(2):295-307

(Issue Date)

1998-03

(Resource Type)

departmental bulletin paper

(Version)

Version of Record

(JaLCD0I)

<https://doi.org/10.24546/81000303>

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/81000303>



ロシア啓蒙運動史序説

－デカブリスト（3）－

秋元 春朝*

Enlightenment Movement in the Russia

-Decembrists (3)-

Harutomo AKIMOTO

VIII. デカブリストにおける自己学習活動

市民革命をめざしたデカブリスト運動は、それとともに、さまざまな側面において、当時のロシアの歴史をきざみこむ意義ぶかい啓蒙運動であった。この啓蒙運動は、ただ特定の知識層が、その対象にもとめる人民大衆にたいしてはたらきかけるばかりではなく、運動の担い手自身のたゆまぬ自己形成のあゆみとむすびついていた。すなわち、人民一般とはいわないまでも、人民層へのはたらきかけの過程において、それ以前から持続してきた、担い手自身の自己学習・自己研鑽と同時進行的に、かれらデカブリストの啓蒙活動は展開されていた。かれらの啓蒙活動、そして自身の学び－自己学習・自己探究－のすべては、かれらの現実－生活と実践－にもとづいていた。かれらデカブリストは、かれらが生活する現実を背景にして、学びをつうじて自己の認識の発達をはかり、それとともに自分以外の人間－とくに人民大衆－の啓蒙とそれらの人びとの自立的発達を期待して、啓蒙活動にとりくんだ。

かれらデカブリストの認識の源泉は、かれらをとりかこむ生活環境とかれら自身の生活そのものであった。まず、かれらのほとんどは、当時のロシア社会における貴族層に所属し、それなりにほかの階層の人間にくらべるならば、その多くは比較的に生活環境にめぐまれていた。このめぐまれた生活環境を条件にして、かれらの成長期における教育・学習環境そして文化・教養的諸条件もまた、その他の社会層の人間一般にくらべるならば、はるかにめぐまれていた。当時のロシア社会では、高等教育で学ぶ人間は、ほとんど貴族層の子弟の一部にかぎられ、このような社会的条件のもとにかれらデ

*神戸大学発達科学部成人学習論講座

カプリストの多くも、大学などの高等教育施設での生活経験をもつにいたる。

このような教育的・文化的な諸条件とともに、かれらの自己学習・自己探求をおしすすめた要因は、社会変革をめざす、みずからの問題意識にたいするあくなき追究意欲と知の探求をもとめてやまない内的な持続性であった。

かれらデカプリストの青年期以来の持続的な自己学習は、なによりも読書の習慣にささえられていた。数か国語にわたる西欧諸外国語の習得は、国境をこえて知的な関心を拡大させる条件となった。それにくわえて、さまざまな分野にわたって、国内および外国で刊行される文献および定期・不定期刊行物が、かれらの知識と問題意識を形成する栄養になっていた。かれらは、学生期をふくめての青年期に、読書をつうじてギリシャ哲学・古典についての素養をおさめ、また、ほぼ同時代の思想家・著述家であるフォンヴィーズィン・デ・イ (1744-92)、クニャジニン・ヤ・ペ (1742-91)、プニン・イ・ペ (1773-1805) などの著書にしたしみ、さらに、禁忌とされていたラジーシチェフ・ア・エヌ (1749-1802) をめぐる筆禍事件についても知っていた。

それらにくわえて、西欧啓蒙思想・啓蒙哲学は、青年期以降にひきつづいて、かれらの重要な研究対象に位置づけられていた。すなわち、デイドロ、ダランベール、ヴォールテール、ルソー、エリヴェシウス、フォイエルバッハの著作が、かれらのおもな研究対象になっていた。その他、近代西欧哲学・文芸作品なども、とうぜんながら、かれらの読書の対象になっていた。かれらデカプリストの読書の軌跡は、かれらの多数の蔵書をつうじて知られる。自宅というまでもなく、軍務期間における駐留地でのかれら指導層の居室は、図書でみちていたといわれる。このような図書収集は、かれらがシベリアに配流されたのちも、そこにおける苛酷な生活にもかかわらず、つづけられていた。

かれらデカプリストにおける読書をつうじての自己学習については、決起の互解後も生涯をつうじてデカプリストの思想を保持しつづけたベスツージェフ4兄弟 (ニコラーイ、1791-1855、アレクサーンドル=筆名マルリーンスキー、1797-1837、ミハイール、1800-1871、ピョートル、1808-1840) の父アレクサーンドル・フェオドーシェウイチ・ベスツージェフの指針がすぐれた一例としてあげられる。かれは、文献・図書をつうじての自己学習をすすめるとともに、そのさいにおける学習者自身の主体性の確立の自覚をうながしている。(47)

デカプリストたちは、文献・図書また直接経験による見聞をつうじての自己学習につとめ、自身の認識の発達をはかった。しかも、かれらは読書家・蔵書家・もの知りという孤高な貴族趣味とは無縁であった。それは、かれらがロシアの現実をめぐって、切実な問題意識とその解決・解明の追究意欲をかかえていたからである。このような学習形態は、さらなる知的欲求につきうごかされ、かれらの認識過程は自己運動の展開をもたらす。かれら個々のデカプリストは、個別的な学習とともに、ほかの人間との知識・見解・現実認識の交流の必要にかられ、図書の相互紹介・読書内容をめぐる意見交換および論評などが、自分以外の人間とのあいだでおこなわれてくる。それとともに、小集団的な、特定の範囲内における、思想的な共通性にささえられた人脈・なかまの集団が生起してくる。私的な学習形態は、ごくせまい範囲での社会的芽生えにすぎないとはいえ、共通の学習関心をもつなかま同志の学習形態を並行してもつようになる。問題意識において、社会の現実とのむすびつきをもたない単独の学習者とはことなり、専制によるきびしい制約にもかかわらず、かれらは横のつながりをもつようになる。この同好的な小集団は、かぎられた構成員のわくをこえて、特定の思想を志向する、社会的に拡大された組織化、そして一大社会運動の必要にかられ、その運動の一形態として啓蒙活動が展開されてくる。

前デカプリスト期における、かれらのなかまサークルでは、読書の感想・評価とともにロシア国家の状態および国際関係、そしてロシア社会の現実などが話題にのぼる。それらの対話の過程は、それ以前から個々のデカプリストがかかえていた問題意識にも援用されて、当時におけるロシアの体制と

既存秩序にたいする批判なしにはすまされず、改革をめぐる思想と改革案の提起がもとめられてくる。そのような対話・討論は、必然的にあたらしい、またべつの知識がサークル員に必要とされてくる。そのなかでも、とくに社会科学の体系的な学習がもとめられるようになる。かれらは、講演会にでかけたり、謝金をだしあって一室をかりて講師をまねき、聴講したこともあった。(46, c.39) だが、かれらの学習課題・問題意識を充足させる場合はほとんどなく、社会科学の問題も自主的に自身でとりくむ必要にかられることになる。

自然科学の領域においても、それまでの教育経験をふまえ、さらに自己学習、そして自己探究によって自然科学的研究にとりくみ、デカブリスト運動の互解後に流刑地のシベリアにおいて、そこでの住民にたいする自然科学的考えかたの普及に貢献したデカブリストたちがいた。(30)

ひろいいみでの学びにおける、もっとも基本的な形態は、自己学習である。この自己学習は、なにもかも人間が自分ひとりで自己を形成する過程をいみするわけではない。そもそも、人間は、自分ひとりで自分をつくることはできない。どのような場合においても、人間は、過去と現在とをとわず、直接・媒介的にほかの人間の労働の恩恵をうけている。人間の学びも、ほかの人間の労働の恩恵をうける。だが、そのさいに、主体性を前提にたもち、この主体性を強調するいみで自己学習という表現がとられる。

自己学習にかぎらず、学習という用語は、すでにある、あるいはすでに知られた知識・技能の習得という、学習主体からみれば受身の姿勢に傾斜してうけとられる場合が多い。それにくわえて、すでにある知識・技能では解明・解決できず、それをこえる、あるいはそれまでになかった、あたらしい知識・技能が必要とされる学びの段階がある。それまでにある知識・技能が、おなじ素材・資料にもとづきながら、とらえかた・立場をかえることによって、べつのいみをもつ場合もある。

このような過程をへて、さらに自己学習をすすめるとき、自己学習は受身的な学習から積極的な自己探究の段階に突入する。自己探究の過程は、研究者としての仕事にほかならない。それは、ほかの人間の研究を対比・参考にしながらか、自身で主体的に対象にとりくむ仕事である。それは、対象と直接にとりくんで、その対象を究明する学びであり、対象そのものから学ぶ仕事である。この段階にいたって、創造的学習が登場する。学習は、一般に人類の知的・技能的遺産を継承し、自己を啓発する受身の自己形成過程であるとすれば、自己探究としての学びは、対象にとりくむ人間自身の主体的な格闘をつうじて、真実をとらえ、知的・技能的水準の向上につとめる過程である。

個人の平面でいえば、人間の学びは、いわゆる「量から質へ」の転換という段階をとる場合はすくない。学び、そして自己学習は、「質から量へ」の内的転換の過程をとる。量化は、自己の認識・技能の内的一般化であり、その一般化の水準をおしあげる飛躍は、質的に次元のことなる個人のより高度の認識・技能の習得にささえられた、自己探求をつうじて実現される。

読書あるいは文献研究の役割がいかに大きいとはいっても、それはかれらデカブリストの自己学習の一形態であり、そのすべてではない。かれらの自己学習は、かれらの生活の現実のすべてが源泉となっていた。博識と高度の教養をかかえるかれらデカブリストは、商人・町人・小市民階級をふくむ、さまざまな階層の人間と接触し、それら各階層の人間の生活を見聞きしていた。西欧における、いわゆる近代化へのあゆみにくらべて、専制ロシア社会がロシア的旧制度の桎梏にあえぐ現実を、かれらは十分に認識していた。かれらが西欧を訪問するとき、そしてとくに、ナポレオン軍にたいする追撃に必然的にともなわれて、西欧社会の近代化の現実 directly にふれたとき、かれらは専制ロシアの近代化のおくれを実感せざるをえなかったのである。

社会・政治改革をめざして、デカブリストたちは、広汎な社会層の意識変革の必要にせまられ、啓

蒙運動の推進にのりだす。すなわち、かれらは、軍隊内の将校サークルというせまいわくからぬけて、さらにひろい範囲の住民層と各種の社会的な小集団にたいする自己学習の組織者として自身でのりだす。この活動は、そのままで啓蒙をつうじての組織の構成員の拡大につながり、それとともに、構成員の認識水準の向上と統一性を維持しながらの、人格の形成をはかる実践であった。

このような啓蒙運動は、福祉同盟の活動からはじまる。緑書として知られる福祉同盟の規約に定められた、同盟の方針には、自己形成をふくめたひろい範囲における教育問題へのとりくみが定められている。すでにみたように、かれら福祉同盟の構成員は、規約にしたがって、大衆のなかでの啓蒙活動を推進する4部門のうちのいずれかに所属し、その部門活動を担当する義務をおわされていた。教育部門は、人間愛（博愛）・司法・公共経済（社会経済）とならぶ4活動部門の一つを定めていた。

この緑書に規定され、そしてかれらが実践した福祉同盟の啓蒙・教育活動の特徴は、まず第一に、福祉同盟にかぎらず、デカブリスト運動の思想的な基調をしめる倫理性が一貫して強調されていることである。この倫理性の強調は、ロシア啓蒙運動に一貫して共通にみられる思想的基調の一つである。その背景には、専制ロシアの政治的・社会的現実—とくに特権層および官僚層の恣意—における退廃した実態がひかえていた。西欧における近代以降、すなわち市民革命をへた時期以降において、いわゆる「マルクス主義」を理論的典拠にもとめる「社会主義」革命とはことなっており、ロシアにおける啓蒙運動では、国家を構成する公民の倫理性の確立に主眼がおかれていた。この動向は、「ルースカヤ・プラウダ」に定められるペーステリの記述によってもうかがわれる。（参照・章末資料）

その特徴の第二に、教育問題にたいしては、めざす改革後に実現を期待するという態度ではなく、あたえられた当面の諸条件のもとにおいても、改革・改善の方策の発見につとめたことがあげられる。かれらデカブリストは、現実の改善における可能性はとぼしく、きわめて独善的で放縦な官僚支配の現実においてさえも、手をつくしてできるかぎり実現するという姿勢をつらぬいたのである。場合によっては、個人的な人脈をつうじてでも、政府に改善をもとめる方策さえも考慮されていた。

その第三に、青年層の啓蒙・教育が重視され、世代別では、この年齢層に焦点がしぼられたことがある。青年層の重視をめぐっては、次代の担い手であるという期待のもとでは、いつの時代でも青年層は注目されよう。デカブリスト運動の場合では、青年層はその運動の担い手として期待されるとともに、ロシア社会の倫理的なたてなおしの主役としても注目されていた。

その第四の特徴は、自分の子女の教育にたいする配慮と地域の教育施設および学校の教育活動をめぐって、同盟員とくに教育部門のかれらに、観察・監視をうながしたことである。自分の子どもの教育にたいする積極的な関心の必要ばかりでなく、自分の足をつかって各種の教育施設の実態についての情報収集を、教育部門の同盟員は義務づけられていた。それらの行動をつうじて、当面の条件のもとであっても、できるだけ改善の道をさきひらこうとする積極的な活動方針を、かれらデカブリストは採用していた。

それにくわえて、所領地をもっている教育部門の同盟員にたいしては、条件がゆるすかぎりの個別的事例として、できるだけ自分の所領地に教育施設をもうけて、子どもの教育と成人の識字教育にとりくむ活動を同盟は奨励した。その事例は、すでにふれたヤクーシキン・イ・デ、パーセク・ペ・ペ、フォンヴィーズィン・エム・アおよびア・ア兄弟の場合にみられる。

さらに、その第五の特徴として、ペーステリが起草した憲法草案「ルースカヤ・プラウダ」には、すでに指摘されているように（48, c.305）、基本的人権の一つとしての国民の教育権、さらに公教育をめぐる思想の萌芽がよみとれる記述が定められていることがある。この思想は、福祉同盟による啓蒙・教育活動の経験をふまえ、さらに改革後におけるあたらしい国家の義務の一つとしての教育問題をめぐってうかびあがってくる。この条項は、社会におけるあらゆる階級を撤廃し、子どもの教育にたいする権利を、すべての公民にむけて同一の政治的・市民的権利として保障しようとする表明で

あった。

その第六の特徴は、啓蒙運動一般の特徴でもある、印刷出版物の刊行に努力した事実である。啓蒙運動の主要な特色の一つは、近代科学の成果にもとづく知識の普及である。旧制度の秩序およびイデオロギー、そして宗教的束縛から解放される近代精神の普遍化が、思想運動としての啓蒙主義の大きなねらいである。デカブリスト組織も、合法・非合法文献をふくめて、著書・翻訳書・定期および不定期刊行物の発行に努力した。人民一般の識字率が低下したままで、読者層はかぎられているにしても、知識層と読み書き能力をもつ社会層もまた、重要な啓蒙対象であることにはかわりなかったのである。かれらデカブリストは、啓蒙・教育活動に使用する学習用図書・教育図書・各種入門書などを手づくりで執筆刊行した。

自己学習運動としてのデカブリストの啓蒙・教育活動のなかで、もっとも意義ぶかい組織的な活動は、福祉同盟期における相互学習方式による学校教育活動である。この活動はまた、専制ロシアの政治状況のもとでありながら、比較的デカブリスト運動が拡大的に展開された時期の所産であった。

かれらデカブリストが推進した相互学習方式の学校は、まさに独創的な組織集団的な自己学習施設であった。それとともに、この教育施設は、おもに兵士大衆および平民層とそれらの子どもたちを対象にする、人民の啓蒙・教育のための強力な施設となって機能する。そこで採用された相互学習方式は、所与の条件をふまえた自己学習の社会的拡大・普及を期待するデカブリスト的発想のたまものであった。ここにいたって、かれらの個人的・個人的そしてサークル的自己学習が、集団的・社会的自己学習の段階へと上昇する。さらに、この相互学習方式は、デカブリスト運動の互解のあとに、流刑にさらされた生きのこりの一部のデカブリストたちによって、流刑地のシベリアにおける自己学習活動にうけつがれることになる。

これまでの人間社会における啓蒙運動をかえりみるならば、あらゆる啓蒙は識字運動とともに始まる。読み書き能力を身につける人間の学びが、あらゆる啓蒙運動の第一歩である。識字＝読み書き能力は、書きことばの側面から象徴的にとらえられた形態にすぎず、その本質は人間が自分で考え、考えた内容をなんらかのかたちで言論および行動をつうじて表現する能力である。人間が、主体的に自立した社会的存在であるためには、基本的な、その属性の一つとして表現能力はかかすことができない。そして、デカブリストたちによる相互学習方式の学校は、不識字からの解放をめざす識字学習とともに開始された。さらに、読み書きの学習と並行して、歴史・地理・自然科学の一部などが、その学習内容にくみこまれる。この相互自己学習活動は、兵士大衆およびかれらの子どもたちからはじまり、やがてロシア各地の、都市における貧困層および農民を中心にする人民とその子どもたちの、相互学習方式による自己学習運動へと拡大していった。

ペル＝ランカスター方式のロシア的改良をつうじて、デカブリストによって採用された相互学習方式は、1818年に発足した。当時の専制政府は、その3年後の1821年に宗務・教育省の国民教育局所属として、すべての私立学校も対象にふくめたランカスター学校委員会をもうける。その委員構成には、フィティンゴフ、マグニーツキー、ルーニチのような、当時において狂信的な反動主義者として知られた人物がくみこまれていた。(49) この委員会は、かたちとしては1831年までのこされ、相互学習方式学校設立自由協会の学校にたいする弾圧政策をくわだてる。1825年に、この委員会は、自由協会にたいして活動停止および学校閉鎖を強制した。このようにして、決起までのデカブリストによって推進され、多数の平民層の子どもたちの教育を手がけた相互学習方式による自己学習学校は終結する。

流刑地のシベリアにおけるデカブリストたちの啓蒙・教育活動の究明は、いちじるしく困難であるといわれる。その理由には、かれらがとりわけきびしい官憲の監視のもとにおかれ、文書のかたちでのこされた記録類にとほしいこと、また、かれらの教育施設がギリシャ正教の教区学校という名のもとに維持され、これがそのままロシアの教育・文化の全般の流れに合流する経過をたどった場合がす

くなくないことがあげられている。(48, c.319) それにもかかわらず、史実のほりおこしがすすめられ、かれらデカブリストのシベリアにおける啓蒙・教育活動が、ある程度はあきらかにされている。

決起の互解までのデカブリストの啓蒙活動が、かれらの政治闘争の一部であり、直線的には革命行動へむかう人民・兵士大衆の結集を期待していたとすれば、流刑者たちはシベリアにおいて、あらためて啓蒙・教育活動をつうじて、節操をつらぬく道をあゆむことになる。ロシアの変革の担い手を、かれらはつぎの世代にかけたのである。決起までとその互解後の服役期とをつなぐ、かれらデカブリストの啓蒙・教育活動をささえる原動力は愛国主義であり、祖国に有用な人材の育成という仕事は、かれらにしてみれば、いなか条件におかれても追究すべき課題だったのである。

かれらデカブリストは、当時の欧州列強間の変転する抗争を背景にして、国民を愛国者に改造する志向にかられていた。このことは、かれらの多くが軍人であったという、職能ばかりによる志向ではない。愛国者志向は、一步ふみまちがえば、偏狭な国粹主義におちいりやすい。かれらは、啓蒙思想を追究する当時における先進的な知識層であり、自然法にもとづく人権思想、民族および国家の政治的・文化的自立性などの前提を十分におさえたうえでの愛国主義者である。かれらの愛国者志向は、それ以前からのロシア啓蒙思想のそれをうけついでいた。すなわち、倫理性の強調と愛国主義は、ロシア啓蒙思想のきわだった特徴なのである。

そして、このような思想をかかえるかれらデカブリストの啓蒙・教育活動は、つぎの信念によってささえられていた。すなわち、平民は、かれら自身の所与性にもとづき、子どもをふくめての学習者にたいしては人間的な関係(態度)をたもつ条件をみだし、また、かれらにたいするあらゆる粗暴な強制を排除するならば、かれらの精神的な成長・発達は、その他の社会層の人間にとらず可能である、という信念である。(50, c.20)

それ以前からかかえる、このような一貫した信念にささえられて、かれらデカブリストはシベリアの各地において、住民とその子どもたちにたいする啓蒙・教育活動をつうじて地域の発展をはかる。かれらは、その活動をつうじて、ひいてはその成果がその他の辺境地域の発展の指標にもなるような可能性を追究した。すなわち、かれらは、シベリアの辺境地域における啓蒙・教育の普及をつうじて、地域の生産力をたかめる活動にふみだしたのである。教育はまさしく重要な生産力の一つであり、デカブリストはこの事実をすでにとらえていた。

自身をとりかこむ苛酷な状況にもかかわらず、かれらデカブリストは、各地の流刑地において住民の生活および教育環境の状況分析を第一に手がける。かれらが組織し、宗教的束縛から解放された世俗学校としての私的な学習施設では、かれら自身が作成した学習計画・履修要綱にしたがって学習がすすめられ、そのさいにはかれら自身で用意した教材や学習方法を適用した。

かれらデカブリストのシベリアにおける啓蒙・教育活動は、とうぜんながら、まずもって反啓蒙主義・無知・反動主義との抗争であった。それとともに、身分・階層別のない、すべての社会層にひらかれた学校設立運動の基礎づくりにはげんだ。地域の生産力の向上をめざすうえで、労働そのものの価値・役割をかれら自身をふくめて、住民大衆に自覚させ、教育によって形成される高度の労働力をつうじて、地域住民の生活の向上および社会改革をかれらは期待した。このような期待のもとに、かれらの学習施設においては職業教育的学習がくみこまれ、実用的な学習内容に比重がかけられるようになる。さらに、かれらは、シベリアにおいてはじめて開設された女子学校などの学校設立運動を展開する。これらデカブリストたちが手がけた教育施設においては、福祉同盟期における教育活動をすでに経験したデカブリストをふくめた、すぐれた人材が組織者および指導者・教師として活動した。すなわち、ヤクーシキン・イ・デ、ベスツージェフ・エム・アおよびエヌ・ア兄弟、ラエーフスキー・ヴェ・エフ、ムハーノフ・ペ・ア、ルーニン・エム・エスその他の人物である。

流刑地におけるかれらデカブリストの啓蒙・教育活動は、当時のシベリアにおけるたいまつとして、

識字の普及と住民の教育の発達にうたがいもなく貢献した。かれらは、辺境の地域に近代科学の種子をまき、科学技術的知識を紹介し、地域住民に職能技術の重要性を認識させ、労働の価値を再認識させたのである。

かれらデカブリストは、自身がおかれた苛酷な状況にもかかわらず、監禁された服役地、東部および西部シベリア流刑地において、できるかぎりの啓蒙・教育活動をおこなった。自身をとりかこむ困難な条件をおして工夫をかさねた、かれらの啓蒙・教育活動は、ここでとりあげた以上に、さらに具体的に細部にわたって、かなりの程度ほりおこされている。(48, c. 319-332)

かれらデカブリストは、当時におけるロシア社会と時代状況からは自立した主体的な人びとであった。そのような自立的な主体性は、自己学習および自己探究をつうじて形成されていた。

学びをつうじて、人間は精神の独立、あるいは個人としての内的な自立を確立していく。それとともに、自身の対象化をとめないながら、自己の信念そして思想が、学びを媒介にして形成されていく。しかし、その過程が、社会性を欠落させた個人内過程にとどまるならば、たんなる自己満足にとどまる。自立した主体的な人間とは、それとともに、政治社会における座標軸の位置による類型化された人間なのであり、社会とのかかわりを欠落させた観念的な人間存在ではない。

かれらデカブリストは、当時の先進的な知識層として、まさしくかれらの時代と政治社会において自立的な主体であった。そして、ロシアは、デカブリスト知識層のあとに、つぎの世代としてひかえた、いわゆる19世紀末ロシア知識階級(インテリゲンツィヤ)の登場をみる。ことなる類型であるにせよ、かれらデカブリストは、すくなくとも知識層としては19世紀ロシア知識階級の先駆者であった。

その意味において、デカブリスト運動は、知識層の生きざまの一典型を歴史にきざみつけたのである。

【資料】

『福祉同盟規約』(緑書)から(抄)

序文

かりに、統治組織の全部門を詳細に検討するならば、徳性が構成員のそれぞれにそなわっていなければならないことを、容易に理解できる。すなわち、前述したように、法律の執行である公正ということそのものさえ、政府がいつもその法律をまもることが不可能であるので、ただ共通の徳性に、自身の存在を公正は負っている。徳性すなわち人民の善良なる習慣は、いつも国家の支えであったし、また今後もそうであろう。徳性がないところでは、いかなる政府、いかによい法律をもってしても、国家の衰退はとどまらない。すなわち、放蕩はいたるところに根をはやし、あらゆる階層間で不和の種がまかれ、公共の利益さえもいみきられてしまう。個人の利害にたいするほかのすべての人たちによるえり好み、無知、収賄、卑劣な行為、迷信および無信仰、祖国にたいするさげすみ、身近な人びとの不幸にたいする冷淡な態度、これらが、公共の利益、啓蒙、遵法精神、名誉、真実の信念、身近な人びとにたいする誠意ある愛着にとってかわっている。……

(43, c. 153)

〔第1分冊〕

福祉同盟の目的

§ 1. 立派な倫理性が人民の福祉および英雄的行為の堅固な砦であり、そしてこれにかかわる政府の配慮のすべてにあたって、かりに被統治者が自身の側面から、これらの有為な企図において政府に協力しないことになるのであれば、政府はおそらく、このみずからの目的を達成しないであろうということを確認したうえで、福祉同盟は、ロシアを、まさに自身がこのための創造者と予定される、偉大さおよび福祉の水準へとたかめることへむけて、政府に協力する倫理性の真正なる規律と啓蒙を同胞のあいだに普及することを神聖なものとしてみずからに義務づける。(4, c.56, 43, c.153)

§ 2. 祖国の福祉を目的としてもちながらも、同盟は良識ある同胞にたいして、この目的をかくすことはしない。ただし、悪意とねたみによる中傷をさけるために、そのための行動は秘密のうちにおこなわれなければならない。(41, c.56)

§ 5. 同盟の目的のなかに、つぎの4主要部門をふくめる。 1 博愛 2 教育 (образование)
3 司法 4 公共経済 (41, c.56)

第2部門 教育 (образование)

第1部 倫理規律の普及

§ 7. 同盟は、全階層の人民のなかで、真の徳性規律の普及に綿密にとりくみ、信念・身近なできごと・祖国・いまの官憲をめぐるかれらの本分を全員に気づかせ、説明している。同盟は、人民の徳性すなわち善良な倫理性とかれらの福祉との緊密なむすびつきを提示しており、また、われわれの心のなかにまぎれこむ悪徳・とくに社会的な利害よりも個人的な利害のえり好み・卑劣な行為・下劣な情念の充足・偽善的行為・収賄・目下の人間にたいする残酷な行為の根絶へむけて全力をつくしている。ようするに、人民のいろいろな本分についてすべてを啓発するなかで、国内のあらゆる階層・身分・民族の調停・共存に努力している。くわえて同盟は、人民共同の福祉という政府の目的の実現のために一致して努力するように、人民をうながしている。この福祉は、人民の世論にもとづいて、結果として、人民自身の善良なる行為の波及効果をつうじてよい習慣の形成がなしとげられ、さらにこのことによって堅固なゆるぎないロシア人民の福祉および英雄的行為の基礎がつけられるような、真の倫理法廷の創設をめざしている。

同盟は、これまでに各階層の啓蒙水準にふさわしい定期的な著書の刊行、人間のさまざまな本分にとくにかかわる著作および翻訳書の発行にいたっている。…… (43, c.154)

第2部 青年層の教育

§ 8. 青年層の教育 (воспитание) も、おなじく福祉同盟のかかせない目的のなかにふくめる。例外なく、すべての人民のための教育施設は、同盟の監視のもとにななければならない。同盟は、それらの教育施設を視察し、改善をくわえ、あたらしい教育施設の設置を義務づけられる。一般に、青年層の教育においては、かれらの強烈で情熱的な意欲が、それまでにつくられた良識および良心によるきびしい、だが正しい自省をつうじていつも保持されているように、あらゆる高潔・有益・優美なものにたいする愛とすべてのふしだらな・下劣なものにたいする蔑視とを、かれらのなかによびおこすためのとくべつな努力がもとめられる。

私的な教育 (воспитание) については、同盟は、距離をおいた立場にたって、両親にたいして自分の子どもに徳性の規律を教えこむ意欲をもたせ、すべてのすぐれた教育者 (воспитатели) を支持するようにつとめなければならない。そして、なにかの口実のもとに、不和と放蕩が移植しようとし

て家庭にまぎれこむものごとを、たんに各家庭から排除するばかりでなく、自分の一日の生活のかてを仕事のなかにみいだすあらゆる可能性をうばいとる、青年層の倫理性を墮落させるものとして、同盟はこれらの追放につとめている。このことについては、同盟は、とくに外国人に注意している。かれらは、不和と放蕩を家庭にもちこむばかりでなく、子どもに祖国のものごとをたいする蔑視と外国のものごとをたいする執着を教えこんでいる。同盟はまた、自分の子どもを異国で教育することを、両親にやめさせるようにつとめる。私的な教育における倫理性の源泉としての女性の教育(образование)は、おなじく同盟の対象のなかにふくめる。

この仕事のために同盟がもちいる手段は、手作りの事例・言葉・定期刊行物である。ついでながら、これらの刊行物には、教育の方法、確認ずみのすぐれた教育者の氏名、またその文献にとって有益な人物の氏名が明記されなくてはならない。(43, c.154-156. 44, c.105-106)

第3部 知識の普及

§9. 同盟は、全力をつくして無知をふみつけ、また知性を有益な学習(занятия)、とくに祖国をめぐる認識へと方向づけながら、真の啓蒙を確立するようにつとめている。この仕事のために、同盟はすぐれた学習用として、また有益な諸科学の精華をささえるような、著書および翻訳書にとりこんでいる。そのうえ、同盟は平民層のなかで識字学習を普及させる努力をしている。同盟の目的に敵対するばかりか、なんら影響力をもたない本を阻止するために、同盟はこれらの本を物笑いの種にしている。文芸作品の場合では、同盟は真に洗練されたものだけをうけいれ、悪質でつまらないものはすべてはねつけている。……(43, c.156. 44, c.106)

〔第4分冊〕

仕事の分担

§1. いずれかの部門に所属している同盟員は、その部門が所管するすべての問題領域にたいする監視を、祖国内において同盟から委託される。同盟員は、この監視の組織化(учреждение)という目的へむけてすべてをみちびき、なにが修正を必要としているか、とうぜん採用されるべき方策とはなにか、政府が知るところとなるまでにどのようにみちびくか、ということについて同盟が把握できるように、すべての状態について同盟につたえている。各部門の対象および行動方式は、以下にさだめる。……(43, c.156)

第2部門 教育(образование)

第1部 倫理規律の普及

§23. 倫理規律および徳性の普及が同盟の目的そのもの、したがって同盟の構成員の義務であるとはいえ、しかしながら、ほかの部門の同盟員がとくに観察をつづけ、博愛・司法・公共経済の各部門ごとにすでにかかえている課題の改善に従事しているとすれば、いまのべた規律の普及は、とくに教育(образование)部門の構成員の義務にふくめられる。そして、ほかの部門における、この称賛すべき、自発的に採用された負担の増加をともなう仕事の重要性にたいしては、その仕事とそれにとまなわれる苦勞に配慮して、それなりにむくいられてもよい。……(43, c.156. 41, c.64-65)

第2部 青年層の教育(воспитание)

§38. 教育部門の同盟員は、国内に現在ある教育施設について、もっとも信頼できる情報をうけとり、それを同盟に提供し、発見された欠陥にたいする補償の見取図を提出するようにつとめなければ

ならない。たとえば、よい教育者（воспитатели）、おなじくわるい教育者については、執行部（правление）が前者を称賛し、後者をさげすむことを促進できるような情報を同盟の執行部にとどけるものとする。

§ 39. 教育部門の同盟員は、知人もしくは教育施設の管理運営に従事している人間をつうじて、教育施設が青年層の教育にふさわしい方向にとられているか、また有用な知識を普及する教育施設が、生徒（воспитанники）の倫理教育に最大の注意をはらってきたかをおさえるために、情報をあつめる努力をしなければならない。

個人的事例（Личный пример）

§ 40. 教育部門の同盟員は、若い人たちの教育用の教育施設に、できるだけ自分の足をはこぶことを義務づけられる。くわえて、これらの施設が、同盟の目的へむけてかたむくようではなければならない。

§ 41. 所領地をもっている教育部門の同盟員は、自身の村落にできるだけ学校を設立し、そのすべてがそれにふさわしい歩みをとるように、みまもらなくてはならない。

§ 42. 自身がかかわっている、すなわち自分や他人の子どもの教育にかかわっている同盟員の私的な教育についていえば、子どもたちに徳性の規律と信念を教えるようにつとめなければならない。すなわち、子どもたちのなかに祖国と真に善良で偉大なものすべてにたいする愛をもえたたせ、かれらにもっとも有用な知識をあたえなければならない。ようするに、かれら子どもたちを徳性のある人間、心のこもった有用な公民の生活へと準備させてやらねばならないのである。

§ 43. 教育にあたっては、外国のものにたいするほんのちょっとしたえこひいきによっても、祖国にたいするゆるぎない愛情が黒ずまないように、できるだけ外国のものごとをさげなければならない。

対話（Слово）

§ 44. 教育をめぐる対話においては、同盟員はつぎのことを確信させるようにつとめなければならない。

- 1) 人間の全生活へむけて、教育活動をできるだけ強力におこなうこと。
- 2) いまは、真の教育をめぐって、あまり気をつかわなくてもよいこと。若い人たちがしがなさをかくそうとつとめて、外見的なよそおいで不器用に真の教育にとってかわろうとしても、それほど心配する必要はない。
- 3) 教育における主要な対象は、倫理性でなければならないこと。そして、あらゆる真に善良で偉大なものにたいする愛を青年層のなかで喚起するための手段は、いかなるものでも排除されてはならない。
- 4) 若い人の、信念の規律および信念への献身における強化は、かれらの倫理性の形成のための最強の手段であること。
- 5) 教育（воспитание）にあたって諸科学は、知性および心の教育（образование）の促進のためだけにかぎられねばならない。すなわち、若い人の準備のためであり、その他のなんらかの職分（звание）のためではない。だが、一般には、公民および徳性のある人間の職分にやくだつ内容でなければならない。
- 6) これらの諸科学は、つぎのとおりである。知性の形成（образование）のための科学—精密諸科学（точные науки）。心の形成（образование）のための科学—日常生活史（бытописание）。公民の職分へむけての若い人の準備のため、および若い人に公民としての本分を提示するための科学—国家的諸科学（государственные науки）。

7) 各同盟員は、自身の幸福のために自分の子どもの教育 (воспитание) にできるだけ配慮し、くわえてこれらの両親としての配慮は、できるだけ自分なりにたのしみとならねばならない。

8) 女性にとって最良でもっとも価値ある活動の場は、徳性および信念の規律にしたがう子どもの教育 (воспитание) にあること。

執筆要項 (Письмо)

§ 45. 教育部門の同盟員は、自身の著述において、同一の真実を普及させねばならない。

§ 46. 青年層の教育部門は、つぎの仕事にとりくまねばならない。1) 祖国の、またおなじく外国の教育施設について、その長所と短所を提示して記述すること。2) 青年層の教育についての著作と翻訳、公教育 (воспитание) および私教育の最良の方針 (способ) についての入門書の作成。

3) さまざまな科学の分野についての学習用図書の著作および翻訳。4) 下記のことが記載されるような定期刊行物の発行。a. 祖国および外国における教育をめぐる新しい諸施設についての情報。b. 教育およびこれに関係する対象についての論説。c. 現在発行されている学習用図書の検討。(41, c. 64-69. 43, c. 156-158)

ペーステリ・ペ・イ著『政治経済学の実践的基礎』

(//Практические начала политической экономии//) から (抄)

第3章 教育 (Просвещение) 第1項 基本的見解

§ 1. われわれは、教育 (просвещение) という言葉のもとに、知性および心の形成 (образование)、われわれの倫理的および身体的能力の発達をいみする。形成には、実践的なそれも理論的なそれもある。そして、この後者は、いくつかの部門に区分される。民族は、ある場合には、きわめて先進的な文化部門でありうる。だが、べつの場合では、時代おくれな部門にもなりうる—すべては、法制度 (законодательство) の精神に依存している。それにくわえて、公民のさまざまな階級の文化性を区別すべきである。

§ 2. 人間の文化性は、その人間の教育 (воспитание) の結果である。とくにそれは、倫理的教育に大きな影響をあたえる身体的教育の結果である。身体的教育は、気候の影響をつよくうける人民の発達を促進する。農民における倫理的教育の大きな手段となるものは、宗教・法制度と科学である。前二者は人民の倫理性をうみだし、後者は人民の教育 (просвещение) をつくる。

§ 3. 宗教は、倫理的発達の基本的な手段 (способ) である。政府としては、どのような宗教が支配的であるかについて、無関心ではいられない。なぜなら、宗教の相異が、住民の知的発達にあいことなる作用をおよぼしているからである。法制度は、住民の共通の発達に大きな影響をあたえている。なぜなら、法律にしたがうことを義務づけられた公民は、当然のように法律の性格もまたうけられるからであり、おなじく、公民法および刑事法は、部分的に個人の行動を方向づけながら、倫理および徳性の諸原則を、かれら個人のなかに根づかすことができるからである。

§ 4. 教育 (воспитание) は、すなわち身体的教育も倫理的教育も、両親の義務のなかにある。しかし、両親は、この仕事において手にあまる困難につきあたりかねないので、政府は、この教育という義務の目的のために、とくべつな諸施設をもうけて、教育に積極的に参加しなければならない。

..... (44, c. 107)

『ルースカヤ・ブラウダ』から (抄)

第5章 公民としての関係における人民について

§ 16. 法規 (правила) は、自由な出版を正文化し、倫理にかなう行動を規定し、つぎの三事項を対象にもとめる。 1) 教育 (воспитание) 2) 倫理性 3) 出版

子どもの教育 (воспитание) は、公教育と私教育とに分類される。前者は政府によって設置され、後者は私人としての人びとに委託される。青年層の教育 (воспитание) に関する法規は、つぎのとおりである。

1) 個々の家族の父親は、自身の自由な意志にもとづいて、自分の子どもを自分なりの後見のもとに、自宅で教育 (воспитание) するか、あるいは、政府が設置する公教育施設へあずけることができる。

2) 国家と人民との福祉にたいして教育ほど強力に作用するものはない事由により、内閣 (Верховное правление) は、教育施設があらゆる効用を十分にもたらすように、それを設立する義務をおわされる。

3) 私人は、公民がその子どもたちを委託するとみられる全寮制学校、またその他の教育施設を設立する権利をもってはならない。その事由は、この教育を両親に委託することが可能であり、かれらの熱意を十分に信頼できるとしても、政府が青年層の教育をめぐる多くの施策の遂行と、これらの施設にたいする適宜な監視とを義務づけられているからである。しかも、両親が、それにとりくむ時間・手段あるいは意欲をもたないとすれば、政府は両親の立場のかわりをつとめ、この教育の仕事が局外者に委託される事態を許容しないようにしなければならない。なぜならば、とりわけ、このような私的な施設にたいする政府の監視は、いつも弱体化し、不十分なものとなり、多くの苦労を必要とする、かけがえのない、この義務の遂行を、最後までかれらに委任するための、十分な信頼をもちえないためである。

§ 17. 倫理性は、精神的・自然的・政治的な諸法則 (законы) の総体として人民のなかで定着する。すべてのものごとは、倫理性にたいして影響力をもつ。したがって倫理性は、かれら公民の多種多様な相互関係のすべてにかかわる、公民の正しい行動の総体として構成される。このことから、「ルースカヤ・ブラウダ」の全内容は、必然的に倫理性へむけて拡大され、かつ、この倫理性を強化することにある、ということになる。…… (43, c.160. 44, c.108)

〈引用・参考文献〉

43. АПН СССР. Антология педагогической мысли России первой половины XIX в. М. / Педагогика / 1987.
44. Хрестоматия по истории школы и педагогики в России. М. / Просвещение / 1986.
45. Айзенберг, А. Я. Самообразование в формировании политических взглядов и просветительской деятельности декабристов. // Сов. педагогика // 1975, No. 12.
46. Айзенберг, А. Я. Самообразование. М. / Высш. шк. / 1986.
47. Вестужев, А. Ф. О воспитании. 1798. — ЫЫ Русские просветители. // Т. 1 — 2. М. / Мысль / 1966.
48. АПН СССР. Очерки истории школы и педагогической мысли народов СССР. XVIII в. — пер. половина XIX в. М. / Педагогика / 1973.

ロシア啓蒙運動史序説 ―デカブリスト (3) ―

49. Паина, С. В. Декабристы и просвещение. //Сов. педагогика//1976. No. 7.
50. Смирнов, В. З. Очерки по истории прогрессивной русской педагогики XIX века.
М. /Учпедгиз/1963.

